



水仙

ジェイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06(6770)1801
FAX 06(6770)1811
<http://www.jcss-tax.com/>

◆ 12月の税務と労務

国 税／給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税／給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税／11月分源泉所得税の納付

12月10日

国 税／10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

1月6日

12月 (師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

国 税／4月決算法人の中間申告

1月6日

地方税／固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

国 税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

市町村の条例で定める日

(年3回の場合)

1月6日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払

支払後5日以内

白色申告者の記帳と帳簿書類の保存 従来、白色申告者のうち、事業所得等の合計額が300万円超の者に限定されていた記帳と帳簿書類の保存義務が、平成26年1月からは白色申告者全てが対象となります。青色申告による確定申告に対しては各種の特典が設けられていることから、これを機に青色申告への変更を検討する事業者もいるようです。

ワン
ポイント

生計維持関係の認定

労災保険
の
場合

補償年金の支給が停止される暫定的な受給権者です。

労災保険には、先順位者が失権すると次順位者が、その次順位者が失権すると次の順位の人

がどういうように最後の順位の遺族まで権利が移転する転給という制度のある点が厚生年金保険と異なります。

A

労災保険では、「労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であったか否か」により判断することとされていますので、遺族厚生年金のよう年収の制限（八五〇万円未満）はありません。

Q 胎児であつた子が生まれたとき

労働者の死亡当時胎児であつた子には、遺族補償年金は支給されないのですか。

A

労働者の死亡当時胎児であつた子が生まれたときは、将来に向かつて、その子は労働者の死

亡当時その収入によつて生計

を維持していた子とみなされ、

遺族数が一人分プラスされ

て遺族補償年金が増額されます。

Q 遺族補償年金の受給権者の範囲及び順位を教えてください。

A まず、遺族補償年金の受給資格者となれるのは、①妻または六十歳以上の夫または一定の障害（障害等級5級以上、以下同じ）にある夫、②十八歳に達

する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子または一定の障害にある子、③六十歳以上

の父母または一定の障害にある父

母、④十八歳に達する日以後

の最初の三月三十一日までの間

にある孫または一定の障害にある孫、⑤六十歳以上の祖父母ま

たは一定の障害にある祖父母、

⑥十八歳に達する日以後の最初

の三月三十一日までの間にあ

るかまたは六十歳以上の兄弟姉妹

または一定の障害にある兄弟姉妹

の夫、⑧五十五歳以上六十歳未

満の父母、⑨五十五歳以上六十

歳未満の祖父母、⑩五十五歳以

上の六十歳未満の兄弟姉妹です。

この受給資格者の人数を含めた

額が、受給権者の先順位者（①

の順位）に支給されます。た

だし、⑦⑨⑩までに該当する人

は、六十歳に達するまでは遺族

補償給付（遺族補償年金または

遺族補償一時金）が支給されま

す。このうち遺族補償年金を受

けることができる遺族は、配偶

者子、父母、孫、祖父母及び

兄弟姉妹であつて、労働者の死

亡当時その収入によつて生計を

維持していた者です。なお、妻

（内縁関係を含む）以外について

は、一定要件に該当しているも

のに限られます。

Q 受給者の範囲

A 遺族補償年金の受給権者の範囲及び順位を教えてください。

Q 具体的な判断基準

A 次の場合には、生計維持関係があつたものまたは生計維持関係が常態であつたものと認めているのですか。

Q 具体的な判断基準

A 次の場合には、生計維持関係があつたものまたは生計維持関係が常態であつたものと認めています

① 労働者死亡当時の遺族の生

活水準が、年齢、職業等が似

ている一般人を著しく上回ら

ないとき。

なお、死亡労働者が共働きの遺族と同居していた場合であつても、相互間に生計維持関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計維持関係を認めてよいとされています。

この判断は、遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出等の状況等が材料となります。

(2) 仕事以外のケガや病気により遺族との生計維持関係が失われている状態でも、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき。

(3) 生計維持関係発生後もなく労働者が死亡した場合であつても、労働者が生存してい

たなら、特別の事情がない限り、生計維持関係が存続していくだろうと推定できるとき。

(4) 就職後極めて短期間で死亡したため遺族が生計維持関係ができるまでにいたらなかつた場合も、生存していたなら生計維持関係がまもなく常態になつたであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるとき。

Q 内縁関係の場合

内縁関係にあつた人の場合は、どのように取り扱われるのですか。

A

労働者が業務災害などで死亡した場合で、戸籍上の妻はないが内縁の妻がいる場合は、内縁の妻は遺族補償年金等の受給権者となることができると思われます。いわゆる内縁関係(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた人)とは、「社会一般から夫婦としての共同生活関係が認められる実質を有しながらも、民法に規定されている婚姻の届出をしていないため、法律上の夫婦合の保険給付(未支給の保険給付、遺族補償給付、障害補償年金差額一時金)の受給権は、原則として、届出による婚姻関係が優先されます。ただし、届出による婚姻関係がその実体を失つて形骸化し、その状態が継続し、将来的にも解消される見込みがない場合に限り、事実上の婚姻関係に給付されます。

A

労働者が業務災害などで死亡した場合で、戸籍上の妻はないが内縁の妻がいる場合は、内縁の妻は遺族補償年金等の受給権者となることができると思われます。いわゆる内縁関係(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた人)とは、「社会一般から夫婦としての共同生活関係が認められる実質を有しながらも、民法に規定されている婚姻の届出をしていないため、法律上の夫婦合の保険給付(未支給の保険給付、遺族補償給付、障害補償年金差額一時金)の受給権は、原則として、届出による婚姻関係が優先されます。ただし、届出による婚姻関係がその実体を失つて形骸化し、その状態が継続し、将来的にも解消される見込みがない場合に限り、事実上の婚姻関係に給付されます。

関係が存在すること。

ただし、一定の近親間の婚姻を禁止している民法の規定に反するような場合は支給されません。

Q 重婚的内縁関係

届出による婚姻関係にありながら、他の人と事実上の婚姻関係がある人(重婚的内縁関係)の場合は、どうなりますか。

A

重婚的内縁関係にあつた場合の保険給付(未支給の保険給付、遺族補償給付、障害補償年金差額一時金)の受給権は、原則として、届出による婚姻関係が優先されます。ただし、届出による婚姻関係がその実体を失つて形骸化し、その状態が継続し、将来的にも解消される見込みがない場合に限り、事実上の婚姻関係に給付されます。

Q 婚姻関係の形骸化

前回の「婚姻関係の形骸化云々」とは、どのような状態をいうのですか。

婚姻の届出はしているが、

当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を維持しようとする合意がなくなり、それが存続しなくなつたと認められる次のような場合をいいます。

A

(1) 被災者の死亡当時、当事者間において、婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化を容易に推認できるほどの長期間にわたる別居状態が継続中であつたこと。

A

(2) (1)の別居期間中、当事者間に電話連絡、書簡または訪問等による交流の事実がなく、音信不通またはそれにならじたがつて、生活費だけを仕送りしていただけでは交流があつたとは認められません。

(3) 別居期間中、正常な夫婦関係の回復、別居生活の解消を図るために、当事者のいたずれにも認められないこと。なお、届出があつたことは認められません。

(4) 別居期間中、正常な夫婦関係の回復、別居生活の解消を図るために、当事者のいたずれにも認められないこと。なお、届出があつたことは認められません。

当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を維持しようとする合意があること。

昭和28年4月2日以後生まれの老齢年金

平成25年度以降、昭和28年4月2日以後生まれの男性（女性は5年遅れ）から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が、61歳以後に順次引き上げられ（下表を参照してください）、最終的には60歳台前半の老齢給付が行われることとなります（老齢年金の繰上げ受給は可）。

60歳から64歳まで支給される特別支給の老齢厚生年金には、厚生年金保険の被保

60歳台前半の老齢年金の引上げスケジュール

| 生年月日（男性） | | 支給開始年齢 | 生年月日（女性） | |
|-----------------|-----------------|--------|-----------------|-----------------|
| 定額部分 | 報酬比例部分 | | 定額部分 | 報酬比例部分 |
| S 16.4.2～18.4.1 | S 28.4.2～30.4.1 | 61歳 | S 21.4.2～23.4.1 | S 33.4.2～35.4.1 |
| S 18.4.2～20.4.1 | S 30.4.2～32.4.1 | 62歳 | S 23.4.2～25.4.1 | S 35.4.2～37.4.1 |
| S 20.4.2～22.4.1 | S 32.4.2～34.4.1 | 63歳 | S 25.4.2～27.4.1 | S 37.4.2～39.4.1 |
| S 22.4.2～24.4.1 | S 34.4.2～36.4.1 | 64歳 | S 27.4.2～29.4.1 | S 39.4.2～41.4.1 |
| S 24.4.2～ | S 36.4.2～ | 65歳 | S 29.4.2～ | S 41.4.2～ |

| 再離職後の保険給付 | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 失業給付の所定給付日数が百五十日分ある人が、百二十日分を受給して再就職した後、仕事が合わず再び離職したときの給付は、再就職後における雇用保険の被保険者期間に応じて給付内容は異なります。 | 失業手当が受けられます。 なお、残りの三十日分の失業手当は打ち切ります。 |
| ① 新たな受給資格が発生しますので、その受給資格に基づく十二カ月以上の期間が十二カ月以上の場合は、再就職先での被保険者期間 | ② 制限はありません。由が自己都合であつても給付 |

險者期間が20年以上ある人（40歳（女性の場合は35歳）以降15年以上あるいは中高齢の期間短縮特例の対象者を含む）が、定額部分の支給開始年齢に達した時点で、その人に生計を維持する65歳未満の配偶者または18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある子（1級または2級の障害の状態にある子は20歳未満）がいる場合には加給年金を加算する制度があります。

この加給年金の支給開始年齢が、老齢年金の引上げ措置により、原則として昭和24年4月2日以後生まれの男性から65歳以降になりました。

年金受給者が死亡したとき

老齢年金・障害年金の受給権者が死亡すると、その遺族に遺族年金等の他に、その死亡した人に支給すべき年金でまだ支給していないものが「未支給の年金」として支給されますので、年金事務所に請求します。

年金は、それを支給すべき理由が生じた月の翌月から、死亡したときなど権利が消滅した月まで、毎年偶数月に、それぞれ前2カ月分がまとめて支給されますので、必ず未支給の年金が発生します。

これを受けられる遺族は、配偶者（内縁関係にある人を含む）、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（遺族厚生年金などのように年齢要件はない）であって、その人の死亡当時その人と生計を同じくしていた人のうち最先順位者（同順位者が複数いる場合は、その全員）です。

労災から保険給付を受けていた場合も同様で、その未支給分を労働基準監督署に請求します。